

入札のお知らせ

次のとおり秋田市立小中学校等 I C T 支援員業務委託に係る公募型指名競争入札を実施するので、入札参加希望者を公募する。

令和 5 年 1 月 26 日

秋田市長 穂 積 志

1 入札に付する事項

(1) 入札に付する業務は、次のとおりである。

ア 委 託 名 秋田市立小中学校等 I C T 支援員業務委託

イ 委 託 場 所 秋田市保戸野すわ町 9 番 60 号ほか

(2) 業務委託期間 令和 5 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで

(3) 上記業務委託に係る基本的な入札参加要件

次のアからキまでの要件をいずれも満たすこと。

ア 秋田市に本社、支店又は営業所を有する者であること。

イ 過去 2 年間に市、国（特殊法人等を含む）又は他の地方公共団体と種類および規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、これらを全て誠実に履行した実績を有する者であること。

ウ プライバシーマーク又は ISO27001 の認定を受けていること。

エ 市税に滞納がないこと。

オ 秋田市暴力団排除条例第 2 条に規定する暴力団員又は暴力団と密接な関係を有する者ではないこと。

カ 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当する者ではないこと。

キ 本市の指名停止期間中又は入札参加資格停止期間中の者ではないこと。

2 入札に関する事項

(1) 入札の日時 令和 5 年 2 月 2 1 日（火） 午後 4 時 30 分から

(2) 入札の場所 秋田市山王一丁目 1 番 1 号

秋田市役所 5 階 5 - B 会議室

(3) 契 約 日 落札が決定した日から令和 5 年 2 月 27 日（月）まで

(4) 注 意 事 項

ア 秋田市財務規則および入札心得を遵守の上、入札に参加すること。

イ 代表者が入札行為の権限を代理人へ委任する場合は、入札時に委任状を提出すること。なお、入札書には代理人の印を押印すること。

ウ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 100分の10に相当する額を加算した金額を落札価格とするので、消費税および地方消費税に係る課税・免税事業者であるか否かを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

エ 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に消費税および地方消費税の額を加算した金額をもって契約金額とする。

オ 最低制限価格は予定価格の10分の6以上とする。最低制限価格より低い入札をした者については落札者とししないものとし、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって入札した者のうち、最低の価格をもって入札した者を落札者とする。

カ 開札の結果、落札者がいないときは再度の入札を2回に限り行う。

なお、最低制限価格に満たない価格で入札した者も参加できる。

キ 落札者となるべき同価の入札が複数あったときは、くじにより落札者を決定する。なお、くじ引きは辞退できない。

3 入札参加申込みおよび入札参加資格申告に関する事項

(1) 入札に参加を希望する者は、令和 5 年 2 月 6 日（月）までに、次に掲げる書類（以下「申込書等」という。）を提出し、入札参加資格の審査を受けなければならない。

ア 公募型指名競争入札参加申込書（様式 1）

イ 営業経歴書（様式 2）

ウ 納税証明書

(ア) 秋田市に納めた法人市民税（個人事業主は、個人市民税）

(イ) 秋田市に納めた固定資産税

※ 法人市民税は、直近の営業年度のもの

※ 納税証明書（写し可）に代わって、各納付書の写しあるいは固定資産税および個人市民税を口座振替により納付している場合は、納税課で交付する「市税口座振替済のお知らせ」の提出でも可

※固定資産税で課税物件がない場合は、「資産なし証明」を提出

エ 登記簿謄本又は登記事項証明書（写し可）

オ 誓約書（様式3）

カ プライバシーマーク又はISO27001の認定を受けていることが分かる書類（写し可）

(2) 申込書等の提出

申込書等は持参によることとし、郵送又は電送によるものは受け付けない。

(3) 申込書等の受付

申込書等は、次のとおり受け付ける。

ア 受付期間 令和5年1月30日（月）から2月6日（月）までの午前9時から午後4時までとする。ただし、受付期間最終日の受付時間は午前9時から正午までとする。

イ 受付場所 秋田市山王一丁目1番1号 秋田市役所5階
秋田市教育委員会学事課

ウ 申込様式 秋田市教育委員会学事課又は秋田市ホームページから入手すること。

4 指名に関する事項

(1) 入札参加希望者のうち、入札参加資格を満たしている者に指名通知する。

(2) 提出された申込書等の審査結果等により、指名されない場合がある。その者には選定結果通知により、その旨を通知する。

(3) 指名又は選定結果は、令和5年2月10日（金）までに通知する。

5 その他

- (1) 申込書等の作成に係る費用は、申請者の負担とする。
- (2) 提出された申込書等は、返却しない。
- (3) 申込書等の提出に関する問合せ先
秋田市教育委員会学事課学事担当
電話 018-888-5806